

北海道農業再生協議会水田部会設置運営要領

平成29年7月10日 制定
令和元年8月5日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道における需要に応じた米の生産に向け、生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等の米関係者が連携し、一体となったオール北海道体制による取組を推進するため、北海道農業再生協議会規約（以下「協議会規約」という。）第20条第1項及び第7項の規定に基づき、「北海道農業再生協議会水田部会」（以下「部会」という。）を設置し、運営その他のに関する事項を定める。

(付託事項)

第2条 部会に対する付託事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 協議会規約第4条第2号から第4号までの規定に関する事項
- (2) その他需要に応じた米生産の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会規約第20条第2項の規定に基づき、北海道農業再生協議会の会長が指定する部会の構成員（以下「構成員」という。）は、別表に定めるものをもって充てる。

- 2 部会には、部会長を補佐する副部会長を置くこととし、部会長が指定する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長不在の場合、副部会長がその職務を代理する。
- 5 部会長及び副部会長の任期は、協議会規約第8条の役員の任期の規定に準じるものとする。
- 6 前項の任期が満了し、又は辞任により退任しても、部会長は協議会会长により、副部会長は部会長により、後任を指定するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(部会の議決)

第4条 部会長は、部会の会議を開催したときは、その結果を協議会会长に報告しなければならない。

- 2 会長が特に定める場合を除き、部会の権限に付託された事項については、部会の議決をもって道協議会の議決とする。

(事務局)

第5条 部会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。
 - (1) 北海道農政部生産振興局農産振興課
 - (2) 北海道農業協同組合中央会
- 3 協議会規約第20条第6項の「会長が別に指定する場所」は、前項第1号のものの事務所とする。

(その他)

第6条 協議会規約及びこの要領で定めるもののほか、部会の運営に関し、必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年7月10日から施行する。
- 2 協議会会长は、この要領の施行の日から2年を目途として需要に応じた米の生産に関する状況を踏まえて第2条、第3条及び第5条の規定に関する事項について必要な措置を講じるものとする。

附 則
この要領は、令和元年8月5日から施行する。

別 表（第3条第1項関係）

1 部会の構成員

構成員に指定するもの	
北海道	
北海道農業協同組合中央会	
ホクレン農業協同組合連合会	
公益財団法人北海道農業公社	
一般社団法人北海道農業会議	
北海道農産物集荷協同組合	

2 部会長

部会長の所属	部会長に指定する者（充て職）
北海道	農政部生産振興局長